

マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

改正後

改正前

マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

平成二十七年三月六日  
規則第三号

平成二十七年三月六日  
規則第三号

改正 令和 三年 九月三〇日規則第

改正 令和 三年 九月三〇日規則第

七〇号

七〇号

マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

(趣旨)

第一条 この規則は、マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）、マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号。以下「政令」という。）及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第十六号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第一条 この規則は、マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）、マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号。以下「政令」という。）及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第十六号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の提出)

(書類の提出)

第二条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届書は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）第二条の規定により、当該申請書又は届書に係るマンシヨンの敷地の所在地の市町村に提出するものとする。

第二条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届書は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）第二条の規定により、当該申請書又は届書に係るマンシヨンの敷地の所在地の市町村に提出するものとする。

(除却の必要性に係る認定申請書に添付する書類)

(除却の必要性に係る認定申請書に添付する書類)

第三条 省令第四十九条第一項第三号の特定行政庁が規則で定める書類は、法第二百二条第一項の認定を受けようとするマンシヨンが同条第二項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

第三条 省令第四十九条第一項第三号の特定行政庁が規則で定める書類は、法第二百二条第一項の認定を受けようとするマンシヨンが同条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

2 法第二百二条第二項第一号に該当するものとして同条第一項の認定を受けようとするマンシヨンについて同項の規定により認定を申請しようとする者は、省令第四十九条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

2 法第二百二条第一項の認定を受けようとするマンシヨンについて同項の規定により認定を申請しようとする者は、省令第四十九条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

(許可申請書に添付する図書又は書面)

(許可申請書に添付する図書又は書面)

第四条 省令第五十二条第一項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げるものとする。

第四条 省令第五十二条第一項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げるものとする。

一 付近見取図

一 付近見取図

<p>二 配置図</p> <p>三 各階平面図</p> <p>四 立面図</p> <p>五 その他知事が必要と認める図書又は書面 (名義変更届)</p> <p>第五条 法第百二条第一項の認定を受けたマンシヨンの除却又は法第百五条第一項の許可を受けたマンシヨンの建築が完了する前に、当該認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)又は当該許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)の名義に変更があったときは、変更後の認定事業者又は許可事業者は、名義変更届(別記第一号様式)に当該認定又は許可を受けたことを証する書類を添えて知事に届け出るものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、名義変更受理通知書(別記第二号様式)により同項の変更後の認定事業者又は許可事業者に通知するものとする。</p> <p>一部改正〔令和三年規則七〇号〕</p> <p>(設計の変更)</p> <p>第六条 許可事業者は、法第百五条第一項の許可を受けた事項の範囲内において当該許可を受けた内容を変更しようとするときは、設計変更承認申請書(別記第三号様式)に省令第五十二条第二項の許可通知書及び当該変更に係る第四条各号に掲げる図書又は書面を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認をしたときは、設計変更承認通知書(別記第四号様式)により当該許可事業者に通知するものとする。</p> <p>(取下げ届)</p> <p>第七条 法第百二条第一項の認定を申請した者又は法第百五条第一項の許可を申請した者は、知事が当該認定又は許可をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第五号様式)を知事に提出するものとする。</p> <p>(取りやめ届)</p> <p>第八条 認定事業者又は許可事業者は、法第百二条第一項の認定を受けたマンシヨンの除却又は法第百五条第一項の許可を受けたマンシヨンの建築を取りやめたときは、取りやめ届(別記第六号様式)に当該認定又は許可を受けたことを証する書類を添えて知事に届け出るものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定</p>	<p>二 配置図</p> <p>三 各階平面図</p> <p>四 立面図</p> <p>五 その他知事が必要と認める図書又は書面 (名義変更届)</p> <p>第五条 法第百二条第一項の認定を受けたマンシヨンの除却又は法第百五条第一項の許可を受けたマンシヨンの建築が完了する前に、当該認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)又は当該許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)の名義に変更があったときは、変更後の認定事業者又は許可事業者は、名義変更届(別記第一号様式)に当該認定又は許可を受けたことを証する書類を添えて知事に届け出るものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、名義変更受理通知書(別記第二号様式)により同項の変更後の認定事業者又は許可事業者に通知するものとする。</p> <p>一部改正〔令和三年規則七〇号〕</p> <p>(設計の変更)</p> <p>第六条 許可事業者は、法第百五条第一項の許可を受けた事項の範囲内において当該許可を受けた内容を変更しようとするときは、設計変更承認申請書(別記第三号様式)に省令第五十二条第二項の許可通知書及び当該変更に係る第四条各号に掲げる図書又は書面を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認をしたときは、設計変更承認通知書(別記第四号様式)により当該許可事業者に通知するものとする。</p> <p>(取下げ届)</p> <p>第七条 法第百二条第一項の認定を申請した者又は法第百五条第一項の許可を申請した者は、知事が当該認定又は許可をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第五号様式)を知事に提出するものとする。</p> <p>(取りやめ届)</p> <p>第八条 認定事業者又は許可事業者は、法第百二条第一項の認定を受けたマンシヨンの除却又は法第百五条第一項の許可を受けたマンシヨンの建築を取りやめたときは、取りやめ届(別記第六号様式)に当該認定又は許可を受けたことを証する書類を添えて知事に届け出るものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定</p>
---	---

<p>は、同年六月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和三年九月三十日規則第七十号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和三年十月一日から施行する。ただし、別記第三号様式（裏面）の注2の改正規定は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>別 記</p> <p>第一号様式 （第五条第一項） 一部改正〔令和3年規則70号〕</p> <p>第二号様式 （第五条第二項）</p> <p>第三号様式 （第六条第二項） 一部改正〔令和3年規則70号〕</p> <p>第四号様式 （第六条第二項） 一部改正〔令和3年規則70号〕</p> <p>第五号様式 （第七条） 一部改正〔令和3年規則70号〕</p> <p>第六号様式 （第八条） 一部改正〔令和3年規則70号〕</p>	<p>は、同年六月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和三年九月三十日規則第七十号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和三年十月一日から施行する。ただし、別記第三号様式（裏面）の注2の改正規定は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>別 記</p> <p>第一号様式 （第五条第一項） 一部改正〔令和3年規則70号〕</p> <p>第二号様式 （第五条第二項）</p> <p>第三号様式 （第六条第二項） 一部改正〔令和3年規則70号〕</p> <p>第四号様式 （第六条第二項） 一部改正〔令和3年規則70号〕</p> <p>第五号様式 （第七条） 一部改正〔令和3年規則70号〕</p> <p>第六号様式 （第八条） 一部改正〔令和3年規則70号〕</p>
--	--

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。